

僧侶手配について

真駒内滝野霊園での納骨・魂入・墓参の読経・礼拝堂での読経など、僧侶の手配はお客様自身で行うことが原則です。

檀家寺（お付き合いのある寺院）に連絡し、直接手配していただきますようお願い申し上げます。

お付き合いのある僧侶がいらっしゃらない方は、タウンページやインターネットでお調べいただく事をお勧めいたします。

原則、真駒内滝野霊園で寺院名・電話番号などをお伝えすることはできません。ご了承ください。



僧侶手配代行について

上記の通り、僧侶の手配はお客様自身で行うことが原則ですが、霊園で手配代行を承ることも可能です。僧侶手配代行を利用される場合、代行料として2,160円を承ります。

◆注意事項◆

※一週間前までのご予約が必要です。

※手配代行料は、当日のお参り前までに管理事務所の窓口もしくは振込にてお支払いください。

※お参り当日のキャンセルは、手配代行料ならびに僧侶のお布施をご負担いただく場合がございます。

※法要会場・礼拝堂の施設をご利用のお客様が、僧侶手配代行を利用される場合、代行料はサービスにて承ります。

※法名・戒名のわかるものをご持参ください。

※お盆は霊園による僧侶の手配代行はいたしません。

※手配可能な宗派

- ・禅宗 ・浄土真宗（東） ・浄土真宗（西） ・日蓮宗
- ・真言宗 ・浄土宗 ・神道

お布施について

葬儀や法事・法要の際に僧侶へ渡す供養料をお布施と言います。

故人のご冥福を祈る気持ちは、なかなか金額に換算できるものではありませんが下記に一般的な金額を一例として記載いたします。

各寺院ごとに考え方がありますので直接、僧侶へご相談したり、ご遺族間でよく話し合ってお決めいたします。

- ・墓参のみの読経 7,000円～10,000円
- ・礼拝堂のみの読経 15,000円～20,000円
- ・礼拝堂および墓前の読経 20,000円～30,000円
- ・納骨・魂入の読経 15,000円～30,000円
- ・礼拝堂および納骨・魂入の読経 30,000円～50,000円

仏事にまつわるエトセトラ⑫ 仏様はなぜ半眼なの？

多くの仏像や仏画で描かれる仏様の目は、細く涼しげな眼差しです。座って拝む私たちがじつと見つめているようにも映り、手を合わせながら気持ち次第に落ち着いて、安らくなるものです。

もともとはお釈迦様が苦行をされていたときに深く瞑想する様子を表現したのではないかとされていますが、つぶついているわけではない半眼や薄目を開けている状態には、実は深い意味があります。

仏様は半分開けた眼で、この世の移り変わりを見ていらっしやいます。では、半分つぶった眼では何を見ていらっしやるのでしょうか。人々へ、外側ばかりを見るのではなく、自分の心の内側をしっかりと見つめることが大事と教えてくださっていると聞いています。

私たちはイヤなことや腹立たしいことがあると、とかく誰かのせいにしてたり、世の中の理不尽さを嘆いたりしてしまします。

本当にそうなのか、あの人がイヤミを言ったと怒る、そういう

う自分はどうなのか、世の中に不平不満ばかり言う前に自分にも何かできることはないのか……自分自身に問いかけ、内面を見つめる姿勢が、結局は自分の平穏や他の人へのやさしさにつながっていきます。

また、誰にでも人には秘密にしておきたいことがあるもの。心の奥底に自分自身でも気づけていない、いろいろな思いをかかえているでしょう。仏様の視線を受けると、そんな心を見透かされているような面持ちになるときもありますね。

大切なのは、迷い、悲しみ、人知れず苦しんでいるそんな私たちのすべてを救いたいという慈悲の心が仏様の眼や表情に表れているということです。仏像やご先祖様に手を合わせて祈るとき、どんな自分でも許されている、守られているという大きな安堵感につつまれるのは、そのためでしょう。

折りに触れて自分自身の内面を見つめて言動をかえりみながら、こうして生かされていることに深く感謝して日々過ごしたいですね。

手続きのご案内（ふる里霊廟を除く）

窓口の混雑状況について

- 混雑が予想される日 5～10月の土日祝
- 混雑が予想される時間帯 10～13時

混雑を避けたいお客様へ

事前に郵送で手続きが可能な書類をお送りしますのでお電話にてお問合せください。

※事前手続きのご協力をお願いいたします。



墓所使用許可証について

『墓所使用許可証』とは、真駒内滝野霊園が発行するお墓の権利証です。お墓を建立していただいた時や名義を変更されたお客様に発行しています（墓所のみをお申込みいただいたお客様にも発行しています。※供養墓のお客様には『供養墓使用証明証』を発行しています）。

納骨や名義変更などの事務手続きには『墓所使用許可証』が必要になります（供養墓を除く）。

許可証を紛失した場合は下記の通り、再交付の手続きが必要となります。

- 権利者の印鑑登録証明書
- 実印
- 手数料／2,160円

※『墓所使用許可証』と『永代使用許可証』は同一のもので、発行年度によって名称が異なります。



納骨手続きについて

※18区19区供養墓は申込時に納骨料を納入済です。

①自宅にあるお骨を滝野霊園に納骨するとき

- 死体火葬許可証
（一般的には火葬場で発行される書類です。通常 骨箱の中に入っています）。
- 墓所使用許可証
- 権利者の本人確認書類の写し
（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）
- 認印
- 手数料／10,800円

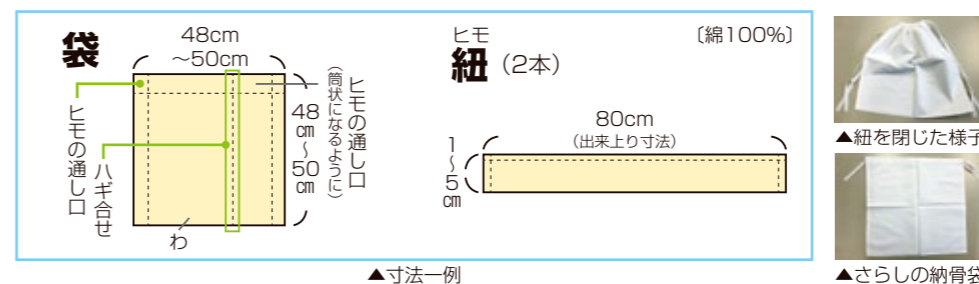
②他の墓地または寺院からお骨を移動してくるとき

- お骨を移動することを『改葬』といいます。お骨が埋蔵・収蔵されている霊園や寺院が発行する『埋蔵証明書（収蔵証明書）』に当霊園が交付する『受入証明書』をそえて、管轄の市町村役場に提出すると『改葬許可証』が交付されます。
- 札幌市内の場合：札幌市保健所生活環境課
- 改葬許可証
 - 墓所使用許可証
 - 権利者の本人確認書類の写し
（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）
 - 認印
 - 手数料／10,800円

※いずれの場合も、納骨の場合は担当者が納骨の準備や立会いをいたします。骨箱・骨つぼ・白木の位牌は霊園にてお焚き上げいたします。

さらしの袋で納骨する場合

東京など関東地域は骨つぼのまま埋蔵するのが一般的なようですが、関西、東海地区や札幌市近郊においては、骨つぼから遺骨を出して大地に還するのが一般的です。その際に、お骨をさらしの納骨袋に移し替えて、お墓にお納めする方法があります。参考例として、さらし納骨袋の寸法一例を掲載します。さらしでの納骨を希望される場合、納骨予定日までにお客様にてご用意を宜しく願います。



※市販されているさらし布の幅は32cm～34cmが多いようなので、はぎ合わせする必要があります。上記の寸法よりも小さくならないように願います。※さらしの納骨袋に移し替えず、直接『大地に還す』のであれば、上記の用意は必要ありません。※当霊園の売店では、さらしの納骨袋を1枚1,000円で販売しております。

札幌市保健所

住所
札幌市保健所生活環境課：
札幌市中央区大通西19丁目
WEST19 3階
札幌市保健所
電話 011-616-2855

